

【市庁舎の変遷等について】

■ 初代蕨町役場庁舎（明治 22 年～昭和 3 年）

- (1) 位置
 - ・ 中山道の宿駅戸長役場（本陣の一部）
- (2) 整備の背景
 - ・ 明治 21 年 4 月に町村制が公布され、蕨宿と塚越村が合併し、蕨町が誕生
 - ・ 蕨町役場庁舎として、従来の戸長役場をそのまま使用
（明治 22 年 4 月から町村制は施行）
- (3) 場所の選定理由
 - ・ 中山道の宿駅にして交通の便が良好

出典）蕨市史

■ 二代目蕨町役場庁舎（昭和 3 年～34 年） 初代蕨市役所庁舎（昭和 34 年～39 年）

- (1) 位置
 - ・ 現市役所敷地ロータリー部分
- (2) 整備の背景
 - ・ 大正末から「役場庁舎を建てよう」という声が高まり移転整備（木造 2 階建て、総面積 514 m²）



出典）蕨いま・むかし（その二）わらび文庫

■ 二代目蕨市役所庁舎（昭和 39 年～）

- (1) 位置
 - ・ 現況のとおり
- (2) 整備の背景
 - ・ 自治体行政の進展と都市の発達による人口増加
 - ・ これに伴う担当職員の増員による施設の狭隘化
 - ・ 職員の健康管理と事務能力の向上、市民サービスへの貢献
- (3) 場所の選定理由
 - ・ 行政区域内の中心
 - ・ 良好な地盤
 - ・ 県道に面している交通利便性
 - ・ 従来の敷地の適正かつ合理的な利用に寄与



出典）市総合庁舎新設事業認定申請書（写）

■ 市庁舎及びその周辺地盤の状況について

- ：「自然堤防」に該当
- ：土質は砂を主体として、排水がよく、地盤は比較的よい



- ▶ 自然堤防
川からあふれ出た水に含まれていた土砂が川の岸に堆積してできた土地。周りの氾濫平野に比べて高い場所なので、洪水が起きたときには比較的安全である。
- ▶ 氾濫原低地
洪水時に流水が河道などから溢流して氾濫する範囲の平野を指す。すなわち谷底平野・扇状地・沖積平野・三角州などのうちで洪水に浸水する範囲全部を指す。
- ▶ 湿地
常に水をふくみ、土地がやわらかくて湿地性の植物が生育している土地。

出典）国土交通省国土調査 web サイト

「土地分類基本調査（土地履歴調査）地形分類図」

図 地形分類図